

会員の皆様が
安心して働き、暮らせるために

「長期所得補償制度」をご案内します。

(団体長期障害所得補償保険)

団体長期障害所得補償保険は
Group Long Term Disabilityの頭文字をとり、
GLTD制度とよばれています。

団体割引
20%
適用※

※保険料の団体割引率は、前年度ご加入いただいた被保険者の人数等によって割増率が適用されます。

傷病による長期療養時の所得補償制度

長期所得補償制度は、会員の皆様が、万が一病気・ケガによって長期間、就業障害になった場合に、一定の所得を、長期にわたり補償する制度です。ぜひ、この機会にご家族の方にもご相談いただきご検討ください。

保険期間	● 2025年10月1日午後4時～2026年10月1日午後4時
お申込締切日	● 2025年9月12日(金)
中途加入者の申込締切日	● 毎月15日
中途加入者の補償期間	● 申込締切日の翌月1日午前0時～2026年10月1日午後4時
保険料引落とし日	● 保険料は所定の口座から控除します。 第1回目の保険料引落としは補償開始日の2か月後からです。 (毎月27日控除。ただし金融機関休業日の場合は翌営業日となります。)

【お申込方法】

詳細はP.4をご参照ください。

<https://dantai.ms-ins.com/index.php?ID=2sb8sz>

全国社会保険労務士会連合会ホームページ「会員専用ページ」にリンクがあります。リンクをクリックいただくことで簡単にアクセスできます。

次のいずれかに該当する場合にはWeb募集画面のご入力が必要ですのでご確認ください。

- この保険制度に新規加入される場合
- 既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更 など)
- 既にご加入されているがご継続されない場合

お申込手続は、
Webで簡単!



長期所得補償制度についてのお問い合わせ、
各プランへの申込みの方法など、代理店・扱者である
緑富士株式会社までお気軽にお問い合わせください。

お問
合わせ先

03-5244-5360

受付時間 9:00-17:00 (祝祭日を除く月～金)

全国社会保険労務士会連合会共済会

社会保険労務士の皆様とご家族の、
安心と未来を支える、
全国社会保険労務士会連合会共済会の制度です。

長期所得補償制度 (傷病による長期療養時の所得補償制度)

長期所得補償制度は、傷病による休業期間中、所得がなくなった後も、私たちの生活がダメージを受けることのないようにある一定の所得の補償を行う制度です。 **“ 会員の皆様が生活の心配をすることなく療養に専念できる環境を創り出し、早期の就労復帰を支援すること ”** を目的としています。(本制度は個人では加入できない制度です。)

1 保険金は非課税

保険金は非課税です。
所得税及び住民税の対象となりません。(2025年5月現在)

2 60才・65才・70才満了からお選びいただけます。

病気やケガによる就業障害で、連続して休みはじめた日から、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に、補償を行います。傷病が回復し職場に復帰できるようになるまでの期間、てん補期間満了まで所得補償を行います。

※てん補期間は60才満了・65才満了・70才満了の3パターンから選択いただけます。ただし免責期間の終了日の翌日から起算したてん補期間満了日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間を3年とします。

※精神障害による就業障害の場合には、24か月が限度となります。

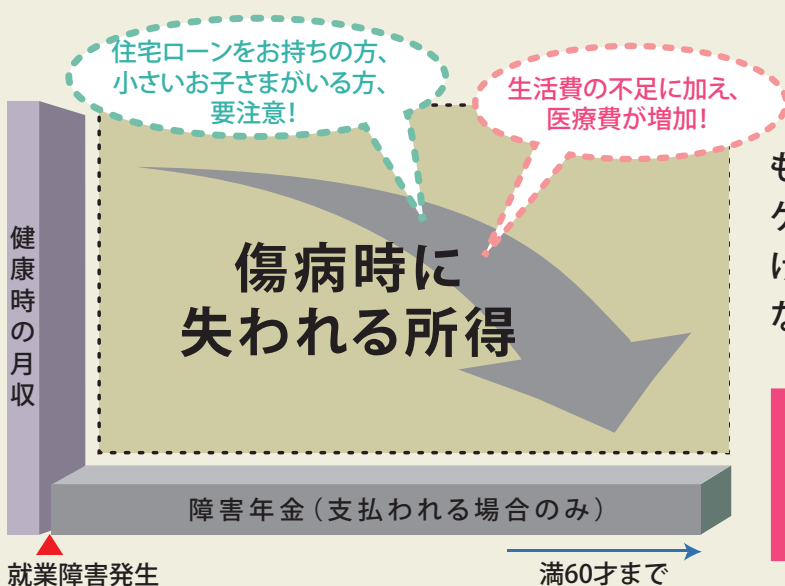
※てん補期間とは保険金をお支払いできる限度期間です。

3 復帰後の保険金の受取り

傷病が回復したけれども障害が残って以前と同じように仕事ができない、また治療を継続しながら業務に復帰しているけれども完全には仕事ができないなど、一部業務に復帰しているが所得が20%超減少している場合に、保険金はその減少割合に応じて継続して支払われます。

4 退会後の保険金の受取り

傷病が原因でやむを得ず社会保険労務士の登録を抹消する場合でも、保険金のお支払い条件が満たされるかぎり継続して保険金をお支払いします。



もし皆様自身が今、重い病気や大ケガで長期療養が必要となり、働けなくなってしまったとしたら大幅な所得減は避けられません。

**長期所得補償制度に
加入するとこう変わります。**

※上図はイメージです。ご加入の健康保険によっては傷病手当金等が支払われることがあります。

開業社労士
様向け

『長期あんしんプラン』

< 長期あんしんプランの補償条件 >

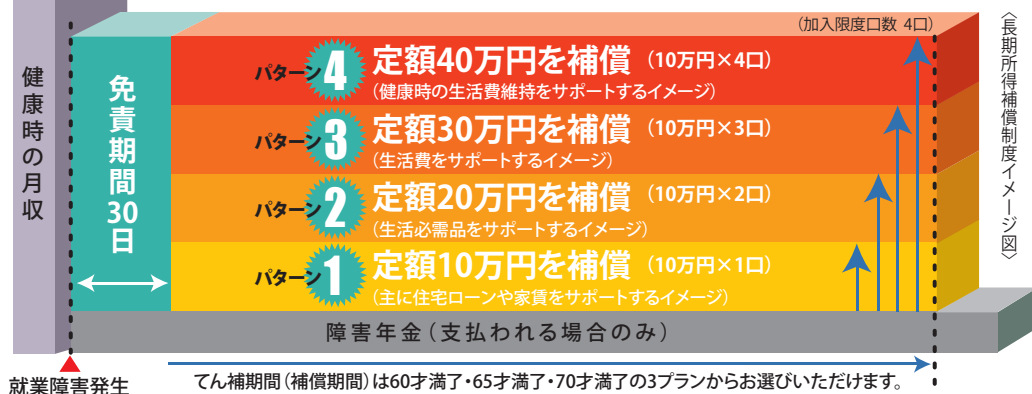
○月額保険金額(支払基礎所得額): 10万円(1口あたり) ○免責期間: 30日

○保険金支払対象期間(てん補期間)

- ・60才満了プラン: 60才に達する誕生日前日の属する事業年度末日まで(免責期間の終了日の翌日から60才に達する誕生日前日の属する事業年度末日までの期間が3年に満たない場合は最長3年間)。
- ・65才満了プラン: 65才に達する誕生日前日の属する事業年度末日まで(免責期間の終了日の翌日から65才に達する誕生日前日の属する事業年度末日までの期間が3年に満たない場合は最長3年間)。
- ・70才満了プラン: 70才に達する誕生日前日の属する事業年度末日まで(免責期間の終了日の翌日から70才に達する誕生日前日の属する事業年度末日までの期間が3年に満たない場合は最長3年間)。

*上記いずれのプランも精神障害による就業障害の場合は、基本契約のてん補期間にかかわらず24か月が限度となります。

国保の場合、「傷病手当金」がないため、就業障害発生後、速やかに所得減少への対応が必要となる一方、多くの方が少なくとも約1か月の所得減少をしのぐ貯蓄があるという想定で、**免責期間を30日**で設定しました。



開業社労士
様向け

『あんしんリレープラン』

< 長期あんしんリレープランの補償条件 >

○月額保険金額(支払基礎所得額): 10万円(1口あたり)

○免責期間: 372日

○保険金支払対象期間(てん補期間)

- ・60才満了プラン: 60才に達する誕生日前日の属する事業年度末日まで(免責期間の終了日の翌日から60才に達する誕生日前日の属する事業年度末日までの期間が3年に満たない場合は最長3年間)。
- ・65才満了プラン: 65才に達する誕生日前日の属する事業年度末日まで(免責期間の終了日の翌日から65才に達する誕生日前日の属する事業年度末日までの期間が3年に満たない場合は最長3年間)。
- ・70才満了プラン: 70才に達する誕生日前日の属する事業年度末日まで(免責期間の終了日の翌日から70才に達する誕生日前日の属する事業年度末日までの期間が3年に満たない場合は最長3年間)。

*上記いずれのプランも精神障害による就業障害の場合は、基本契約のてん補期間にかかわらず24か月が限度となります。

「休業・療養／傷害給付制度」では支払限度期間1年間(365日)・免責期間7日となっていることから、補償が途切れることなく、重複することのない**免責期間は372日**で設定しています。



ご確認ください 全国社会保険労務士会連合会共済会の「休業・療養／傷害給付制度」(団体総合生活保険)(引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社)の「休業給付または療養給付(短期所得補償保険)」にご加入の方、または、免責期間372日をご希望の方は、こちらの『あんしんリレープラン』にご加入ください。

社労士法人所属
社労士様、
勤務等社労士様
向け

『ムダなくあんしん+プラン』

企業に勤める社労士等の会員様向けプラン

< ムダなくあんしん+プランの補償条件 >

○月額保険金額(支払基礎所得額): 10万円(1口あたり) 加入限度口数 ○免責期間: 547日

○保険金支払対象期間(てん補期間)

- ・60才満了プラン: 60才に達する誕生日前日の属する事業年度末日まで(免責期間の終了日の翌日から60才に達する誕生日前日の属する事業年度末日までの期間が3年に満たない場合は最長3年間)。
- ・65才満了プラン: 65才に達する誕生日前日の属する事業年度末日まで(免責期間の終了日の翌日から65才に達する誕生日前日の属する事業年度末日までの期間が3年に満たない場合は最長3年間)。
- ・70才満了プラン: 70才に達する誕生日前日の属する事業年度末日まで(免責期間の終了日の翌日から70才に達する誕生日前日の属する事業年度末日までの期間が3年に満たない場合は最長3年間)。

*上記いずれのプランも精神障害による就業障害の場合は、基本契約のてん補期間にかかわらず24か月が限度となります。

社労士法人や企業に勤務する社労士の方は、所属の健康保険、各種共済組合等から傷病手当金の支給があります。

(一般的には標準報酬月額2/3が最長1年6か月支給されます。詳細は勤務先の規定をご確認ください。)

こちらの『ムダなくあんしん+プラン』では、補償が重複しないよう、**免責期間は傷病手当金支給限度の547日**で設定しています。

●各プランの月額保険料は同封する「別紙」にてご確認ください ●全てのプランについて「精神障害補償特約」「天災危険補償特約」「妊娠に伴う身体障害補償特約」(女性の方のみ)をセットしています。 ●4口まで加入できます。ただし、健康保険にご加入されている方(給与所得者)は平均月間所得額の50%以下、国民健康保険にご加入されている方(自営業の方)は70%以下となるような口数でお申し込みください。 ●補償内容および保険金をお支払いしない主な場合については、「重要事項のご説明」をご参照ください。

保 険 料

●同封の「別紙」およびWebサイトに、長期所得補償制度各プランに加入する際の保険料が記載されていますので、ご確認ください。
(自動継続の取扱いについて)

※保険期間1年の契約で、原則として加入資格を満たすかぎり、継続して加入頂ける自動継続契約です。前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたプラン・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)また、継続後の保険料は年令・料率・支払基礎所得額により、変更となる場合があります。
(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

加入資格

- お申込人となれる方／都道府県会会員、全国社会保険労務士会連合会および都道府県会の事務局の役員および職員
- 被保険者となれる方(被保険者の範囲)／被保険者(補償の対象者)本人^(※1)となれる方の範囲は、以下の方のうち収入(所得)を得ている方で保険始期日時時点で満69才(60才満了プランは59才、65才満了プランは64才)以下の①都道府県会の会員②都道府県会員の事務所に勤務する職員③全国社会保険労務士会連合会および都道府県会の事務局の役員および職員④①～③の方のご家族(家族とは配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および同居している親族をいいます)。
(※1) Web申込画面の被保険者欄に入力の方もしくは加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
(※2) ④のご家族が加入される場合、お仕事の継続期間や健康保険の種類等を勘案のうえ、適切なプランをご選択ください。

Webで簡潔に加入手続きができます!※

申込みは
Webから簡単に
できるんだね。※



<https://dantai.ms-ins.com/index.php?ID=2sb8sz> にアクセスください!

全国社会保険労務士会連合会ホームページ「会員専用ページ」にリンクがあります。リンクをクリックいただくことで簡単にアクセスできます。

Web上でパンフレットをご覧いただけます。

※「Webでのお申込み」と「(保険料振替口座の)口座登録」のお手続きが完了して契約成立いたします。

Web申込みをいただきました会員様は、保険のお申込み完了後に「口座振替の受付サービスに進む」ボタンから登録いただけます。振替口座のご登録が未完了の場合には再度ログインいただき「口座振替の受付サービスに進む」ボタンから登録を完了ください。なお、前年度以前よりご加入済で口座の変更をご希望の方は、上記操作はできないため、緑富士代理店までご連絡ください。

お申込手続は、
Webで簡単!



ご加入手続スタート!

*画像はイメージです。

1 トップページ

「試算・お手続はこちら」を選択してください。



2 ログイン

既にご加入いただいている方は、「はい」をクリックしてください。今回初めてご加入される方は、「いいえ」をクリックいただき、ログインID・パスワードのご入力不要です。



3 補償内容の選択

補償内容を選択してください。
この商品にご加入される場合には、健康状況に関する質問事項にご回答いただく必要がございます。
被保険者となる方の健康状況をご確認のうえ、ご



4 申込人情報の入力

重要事項のご説明をご確認いただき、申込人(ご本人)情報を入力してください。
「アクセスコード」欄に、「**sharoushi2025**」を入力してください。



- 保険商品正式名称 団体長期障害所得補償保険
Group Long Term Disability Insurance (GLTD)
- 引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
公務第二部営業第一課
TEL:03-3259-3017

- 代理店・扱者
緑富士株式会社
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-1
ミツワ小川町ビル7F
TEL:03-5244-5360
メール:toiawase@midorifuji.co.jp

この保険は全国社会保険労務士会連合会共済会が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
なお、このパンフレットは団体長期障害所得補償保険の概要を説明しています。ご加入にあたっては必ず「長期所得補償制度(団体長期障害所得補償保険)重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは普通保険約款・特約をご用意しておりますので、代理店・扱者または引受保険会社までご請求ください。なお、ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または引受保険会社にお問合わせください。団体長期障害所得補償保険普通保険約款・特約・保険証券は保険契約者(全国社会保険労務士会連合会共済会)にお渡しいたします。

承認番号:A25-100202 承認年月:2025年5月

全国社会保険労務士会連合会共済会の会員の皆さまへ

長期所得補償制度(団体長期障害所得補償保険)
重要事項のご説明

団体割引
20%適用

保険金のお支払いについて

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書（協定書）（以下「協定書」といいます）の補償内容および保険金をお支払いしない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または協定書をご参照ください。

（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書は保険契約者が保管しています。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容

＜ご注意＞

被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が出ない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認していただき、ご加入の要否をご判断のうえ、加入してください。

（＊）複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、ご契約を解約されたとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 1. 被保険者（補償の対象となる方）が身体障害※を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害※が開始した場合に限り、てん補期間※中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額※を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
- 2. 被保険者は協定書に規定された方となります。
- 3. 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の額、保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償保険金	身体障害※により、就業障害※となった場合	てん補期間※中の就業障害※である期間1か月につき、次の額をお支払いします。 [支払基礎所得額※] × [所得喪失率※] × [約定給付率※（100%）] （注1）お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額※（400,000円）を限度とします。 （注2）協定書に定めるてん補期間を限度とします。 （注3）支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額※を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 次ページへつづく	（1）新規加入日からその日を含めて12か月以内に就業障害※になった場合、就業障害の原因となった身体障害※について、新規加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 （2）次のいずれかの就業障害※に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 次ページへつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償保険金	身体障害※により、就業障害※となった場合	前ページからのつづき （注４）てん補期間中における就業障害である期間が１か月に満たない場合または１か月未満の端日数が生じた場合は、１か月を３０日とした日割計算により保険金の額を決定します。 （注５）同一の身体障害※により、免責期間※を超える就業障害が終了した日からその日を含めて６か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。 （注６）保険金または共済金が支払われる他の保険契約等※がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（※）の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間１か月あたりの保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間１か月あたりの支払責任額（※） ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間１か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間１か月あたりの支払責任額（※）を限度とします。 （※）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業障害を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡りして１年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	前ページからのつづき ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害（※１） ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害（※２） ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害（※３） ⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車運転している間 イ.道路交通法第６５条第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車運転している間 ⑩被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害（※４） ⑪被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害（※５） ⑫発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害（※６） など （３）健康に関する告知の回答内容等により補償対象外となっている病気（※７）等（加入者証等に記載されます。）による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 （※１）テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 （※２）「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 （※３）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 （※４）「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成６年１０月１２日総務庁告示第７５号に定められた分類項目（※８）中の次の分類番号に該当する精神障害（統合失調症、躁（そう）病、うつ病等）を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。 （１）Ｆ０４～Ｆ０９（２）Ｆ２０～Ｆ５１（３）Ｆ５３～Ｆ５４ （４）Ｆ５９～Ｆ６３（５）Ｆ６８～Ｆ６９（６）Ｆ８４～Ｆ８９ （７）Ｆ９１～Ｆ９２（８）Ｆ９５（９）Ｆ９９ （※５）「妊娠に伴う身体障害補償特約」（※９）がセットされた場合、保険金のお支払い対象となります。 （※６）病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。 （※７）その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。 （※８）分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD - 10(2003 年版) 準拠」によります。 （※９）女性の被保険者にのみセット可能です。

※印の用語のご説明		
カ行	回復所得額	免責期間※開始以降に業務に復帰して得た所得※の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
サ行	最高保険金支払月額	1 被保険者について、1 か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
	支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる額をいい、 $\frac{\text{1 口あたり保険金額}}{\text{加入者数}}$ によって算出した額となります。
	就業障害	被保険者が身体障害※を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間※開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率※が20%超であることをいいます。免責期間※中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
	所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害※となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
	所得喪失率	次の算式により算出された割合をいいます。 $\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間※終了日の翌日から起算した各月における回復所得額※}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$ ただし、所得※の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害※の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。
タ行	身体障害	傷害（「ケガ」といいます）および疾病（「病氣」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ハ行	てん補期間	引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間※終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。 「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。
マ行	平均月間所得額	被保険者の就業障害※が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。 $\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間収入額}^{(*)1}) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額}^{(*)2})}{12(\text{か月})}$ （*1）給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。 （*2）被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。
	免責期間	保険金をお支払いしない協定書に記載された就業障害※が継続する期間をいいます。 免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1免責期間とします。 「妊娠に伴う身体障害補償特約」がセットされた場合、この特約の免責期間は設定されている免責期間または90日のいずれか長い方の期間とします。
ヤ行	約定給付率	保険金の算出の基礎となる加入者証等に記載された率をいいます。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & A Dインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

また、契約の安定的な運用のために、加入者の保険金請求状況や病名（センシティブ情報）を含む事故情報等を保険契約者、代理店・扱者に提供することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

ご注意事項（必ずお読みください）

ご 注 意 い た だ き た い こ と

- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、就業障害である期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていたことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- <経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>
 - ・ 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・ 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
 - 保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- <税法上の取扱い>（2025年5月現在）
 - 払い込んでいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
 - （注）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

保険金をお支払いする場合に該当したときの手続

- <保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- <代理請求人について>

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいらない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求することがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

（注） ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」
 ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
 「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
 ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
 「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

（*）法律上の配偶者に限ります。
- <保険金支払いの履行期>

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{(*)1}をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^{(*)2}を終えて保険金をお支払いします。^{(*)3}

 - （*1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
 - （*2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
 - （*3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
- <保険金のご請求時にご提出いただく書類>

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

【ご提出いただく書類】以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

 - 引受保険会社所定の保険金請求書 ●引受保険会社所定の同意書 ●事故原因・損害状況に関する資料
 - 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、戸籍謄本 等）
 - 引受保険会社所定の診断書 ●診療状況申告書 ●公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書 ●死亡診断書
 - 他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類 ●休業・所得証明書 ●所得を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書 等）

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご入力いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）、保険金額（ご契約金額） 保険期間（保険のご契約期間）、保険料・保険料払込方法
--

2. Web募集画面の入力の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、Web募集画面に正しくご入力いただきますようお願い申し上げます。

入力の漏れ・誤りがある場合には、再入力をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- ・Web募集画面の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご入力いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご入力ください。
*ご入力いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
- ・Web募集画面の「他の保険契約等」欄は正しくご入力されていますか？
◆支払基礎所得額（ご契約金額）は、
健康保険にご加入されている方（給与所得者）は平均月間所得額（ボーナスを含みます。）の50%以下
国民健康保険にご加入されている方（自営業の方）は、平均月間所得額（ボーナスを含みます。）の70%以下
となるような加入プランまたは口数でお申込みされていますか？
◆被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご入力いただいていますか？

団体長期障害所得補償保険 健康状況告知書ご入力のご案内（必ずお読みください）

以下の注意点をお読みいただき、Web募集画面の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご入力ください。

＜継続加入の場合で、保険責任を加重（*）することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。＞

（*）支払基礎所得額の増額、免責期間の短縮、てん補期間の延長等、補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. Web募集画面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ずWeb募集画面の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご入力にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

- ・「団体長期障害所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容の変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは本「重要事項のご説明」の（注意喚起情報）をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日（*1）からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき（*2）は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

（*1）新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

（*2）治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、Web募集画面の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群（*）については、保険金をお支払いしません。

（*）お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

・ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。

なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

＜告知の結果、お引受けできる場合＞

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。

なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

＜告知の結果、お引受けできない場合＞

ご加入をご継続いただくことができません。

・各疾病コードに属する疾病・症状は、下表または引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。

ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。



分類	疾病コード	疾病・症状名
循環器系の疾患	A 0	心臓弁膜症※、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群、不整脈（心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。）、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎（細菌性以外）、心房中隔欠損症 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。
	A 1	脳腫瘍、脳卒中（脳出血、脳梗塞（脳軟化）を含みます。）、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、もやもや病、一過性脳虚血発作（TIA）、脳動静脈奇形（脳動静脈瘤）、頸動脈狭窄症
	A 2	高血圧症、動脈硬化、動脈瘤（動脈解離を含みます。）、静脈瘤
	A 3	リウマチ性心疾患、リウマチ（関節・筋肉）
	A 4	低血圧症
消化器系の疾患	B 0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス（腸閉塞）、急性胃粘膜病変、憩室炎（憩室症）、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ（良性）、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B 1	肝臓がん、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB 1ではなくG 2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B 1とG 2に重複して該当します。
	B 2	胆道がん、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ（良性）、胆管炎
	B 3	膵臓がん、急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B 4	痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
	B 5	歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
呼吸器系の疾患	C 0	肺がん、肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎（肋膜炎）、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症（肺膿瘍を含みます。）、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C 1	喉頭がん、気管支喘息（小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。）、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C 2	アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎（蓄膿症を含みます。）、鼻中隔湾曲症
泌尿器・生殖器系の疾患	D 0	腎盂腎炎（腎盂炎）、ネフローゼ（症候群）、腎炎（慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。）、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D 1	前立腺がん、前立腺肥大、前立腺炎
	D 2	子宮がん、乳がん、卵巣がん、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ（良性）、子宮頸管ポリープ（良性）、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
	D 3	尿路結石（腎臓結石、尿管結石、膀胱結石）

内分泌系の疾患	E 0	糖尿病・高血糖症
	E 1	痛風
	E 2	甲状腺機能亢進症（バセドウ病を含みます。）、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍（良性）
血液・造血器系の疾患	F 0	白血病、悪性リンパ腫、貧血、紫斑病
感染・寄生虫症	G 0	結核（腎結核を除きます。）
	G 1	腎結核
	G 2	伝染性肝炎、ウイルス性肝炎※ ※A型・B型・C型肝炎は、G 2とB 1に重複して該当します。
	G 3	細菌性心内膜炎
	G 4	淋病、梅毒、その他の性病
神経・感覚器系の疾患	H 0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H 1	筋ジストロフィー症、神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H 2	白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H 3	中耳炎（慢性中耳炎を含みます。）、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
筋・骨格系の疾患	J 0	脊椎カリエス、脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靱帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症（ギックリ腰）
	J 1	膠原病※、骨髄炎（急性化膿性骨髄炎を含みます。）、半月板損傷、ばね指（手指屈指腱腱鞘炎）、特発性大腿骨頭壊死 ※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎（結節性多発動脈炎）、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎（チャーグ・ストラウス症候群）、側頭動脈炎をいいます。
	J 2	骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K 0	頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L 0	アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤（アテローム）
新生物	M 0	悪性新生物（がん）（上皮内新生物を含みます。）
職業病	N 0	職業病
精神障害	P 0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害（不安障害を含みます。）、ストレス関連障害（パニック障害、適応障害を含みます。）、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害
妊娠・出産にかか る疾患	Q 1	妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
	Q 2	上記Q 1の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの
その他	R 0	現在ご加入の契約の加入者証や、Web 募集画面「特定疾病対象外欄」に表示された疾病・症状

重要事項のご説明

契約概要のご説明（団体長期障害所得補償保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する「協定事項明細書（協定書）」（以下協定書といいます）等によって定まります。ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）がケガまたは病気により就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

お申込人となる方	都道府県会会員、全国社会保険労務士会連合会および都道府県会の事務局の役員および職員
被保険者となる方（被保険者の範囲）	被保険者（補償の対象者）本人（*1）となる方の範囲は、保険始期日時点で以下の方のうち収入（所得）を得ている方で満69才以下（60才満了プランは59才、65才満了プランは64才）の①都道府県会の会員②都道府県会員の事務所に勤務する職員③全国社会保険労務士会連合会および都道府県会の事務局の役員および職員④①～③の方のご家族（家族とは配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および同居している親族をいいます。）です。 （*1）Web申込画面の被保険者欄に入力の方もしくは加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。 （*2）④のご家族が加入される場合、お仕事の継続期間や健康保険の種類等を勘案のうえ、適切なプランをご選択ください。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合、および保険金をお支払いしない主な場合は、下記のとおりです。詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

①保険金をお支払いする場合（支払事由）とお支払いする保険金の額

「保険金のお支払いについて」をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

「保険金のお支払いについて」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

「保険金のお支払いについて」をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、パンフレットにてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく支払基礎所得額につきましては、Web募集画面等にてご確認ください。

この保険の支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的医療保険制度（健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます）による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

・所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。

●健康保険、共済保険の加入者（給与所得者など）：50%（*）

●国民健康保険の加入者（自営業の方など）：70%

（*）公的医療保険制度において傷病手当金の支給対象となる被保険者（給与所得者）については、免責期間が1年6か月以上の場合は、70%とします。

2. 保険料

保険料は支払基礎所得額・年齢・性別・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にお払いいただく保険料につきましては、同封の別紙、およびWebサイトに長期所得補償制度各プランに加入する際の保険料が記載されていますので、ご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みしていただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（団体長期障害所得補償保険）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険は全国社会保険労務士会連合会共済会が保険契約者となる団体契約であることから、ご加入のお申込み後に、お申込みの撤回またはご加入の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、Web募集画面に入力された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いしないことがあります。Web募集画面の入力内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①他の保険契約等（*）に関する情報

（*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」、「年齢」、「性別」

③被保険者の健康に関する告知

【健康に関する告知について】

- ・被保険者（補償の対象者）の健康状況に関する質問事項（健康状況告知書質問事項）に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、Web募集画面の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご入力ください。
- ・健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日（*1）からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき（*2）は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りが無い場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

（*1）新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

（*2）治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(2) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等（*）で、過去3年以内に合計して5万元以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、Web募集画面の過去の保険金請求履歴欄にその内容を必ずご入力ください。
- （*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等（所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。）をいいます。
- 保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。
- ご加入後、お申込人のご住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。
- ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。将来に向かって、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。
- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約（*）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約（*）を解約しなければなりません。

（*）保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

- 複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約（団体長期障害所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご加入の要否をご判断のうえ、ご加入ください。

(注) 1 契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主なご契約＞

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害所得補償保険
	所得補償保険

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法によりお払込みください。パンフレット記載の方法により保険料をお払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「保険金のお支払いについて」をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および協定書に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等を発生させた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

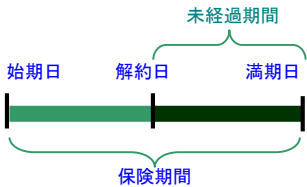
保険料は、パンフレット記載の方法によりお払込みください。パンフレット記載の方法により保険料をお払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除することがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返戻金

- ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申出ください。
- ・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返戻金を返還させていただきます。ただし、解約返戻金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご加入を解除することがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

「ご注意いただきたいこと」をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

別記の「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返戻金はお払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。

(2) 新たな契約（団体長期障害所得補償保険）をお申込みされる場合のご注意事項

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
 - ② 新たな契約の保険期間の開始日より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ③ 新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料^(*)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
- (*) 保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なる場合があります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】 **緑富士株式会社** **03-5244-5360**
受付時間：9:00～17:00（祝祭日を除く月～金）

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277（無料）

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24 時間 365 日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189（無料）

事故はいち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）〕 **0570-022-808**

・受付時間：〔平日 9：15～17：00（土日・祝日および年末年始を除きます）〕

・携帯電話からも利用できます。IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

生活サポートサービス

ご相談
無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体長期障害所得補償保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*メンタルヘルス相談は加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療



◆メンタルヘルス相談

平日 9:00～21:00

土曜日 10:00～18:00

■上記以外

年中無休 24時間対応

■健康・医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職が応えます。また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談（一部予約制）がご利用いただけます。

■メンタルヘルス相談

メンタルヘルスに関するご相談に臨床心理士等の専門家が電話や対面でお応えします。

*対面によるご相談は予約制で、1回50分以内、1人につき年間5回までとなります。

■診断サポートサービス

（各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス）

提携機関をご紹介します。

また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。

■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病（がん、心疾患、脳血管疾患）」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。

*セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。

■医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの情報をご提供します。

■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供（産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応）する女性専用のサービスです。

また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師（一部予約制）が対応します。

介護



年中無休 24時間対応

<専任の相談員がお応えします>

■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

認知症・ 行方不明時の 対応相談

年中無休 24時間対応

<専任の相談員がお応えします>

■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。



■認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

認知症の方などが行方不明になってしまった場合の対応や発見後のケア方法に関するご相談にお応えします。また、地域包括支援センターなどを紹介します。

暮らしの相談



平日 14:00～17:00

■暮らしのトラブル相談（法律相談）

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。
弁護士相談は予約制となります。

■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。
税理士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

情報提供・ 紹介サービス

平日 10:00～17:00

■子育て相談（12才以下）

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についてのご質問、ボランティア情報

■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- 福祉機器および介護用品のレンタル・販売
- 緊急通報サービス
- ベビーシッター



健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL: https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号（通話料無料）は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

* 平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金をいいます。

* お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。

* 本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

* 本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

承認番号： A25-100202 承認年月： 2025 年 5 月

別紙月額保険料一覧（単位：円）（一口あたり）

各プランについて年令は保険始期（２０２５年１０月１日）時点での満年令でご確認ください。

＜長期あんしんプラン（６０才満了）＞

年令	保険料（男性）	保険料（女性）
15～24 才	1,346	981
25～29 才	1,529	1,401
30～34 才	1,851	1,904
35～39 才	2,292	2,650
40～44 才	2,990	3,409
45～49 才	3,801	4,246
50～54 才	3,844	4,042
55～59 才	3,193	3,052

＜長期あんしんプラン（６５才満了）＞

年令	保険料（男性）	保険料（女性）
15～24 才	1,374	1,007
25～29 才	1,573	1,447
30～34 才	1,929	1,995
35～39 才	2,437	2,842
40～44 才	3,297	3,832
45～49 才	4,492	5,144
50～54 才	5,264	5,709
55～59 才	5,557	5,457
60～64 才	4,665	4,178

＜長期あんしんプラン（７０才満了）＞

年令	保険料（男性）	保険料（女性）
15～24 才	1,393	1,024
25～29 才	1,606	1,482
30～34 才	1,985	2,064
35～39 才	2,542	2,986
40～44 才	3,518	4,150
45～49 才	4,985	5,819
50～54 才	6,277	6,964
55～59 才	7,759	7,819
60～64 才	8,604	7,796
65～69 才	6,403	5,406

＜あんしんリレープラン（６０才満了）＞

年令	保険料（男性）	保険料（女性）
15～24 才	650	446
25～29 才	682	589
30～34 才	776	789
35～39 才	954	1,123
40～44 才	1,340	1,666
45～49 才	1,777	2,176
50～54 才	2,061	2,347
55～59 才	2,049	2,089

＜あんしんリレープラン（６５才満了）＞

年令	保険料（男性）	保険料（女性）
15～24 才	667	461
25～29 才	707	615
30～34 才	815	838
35～39 才	1,026	1,228
40～44 才	1,505	1,917
45～49 才	2,172	2,744
50～54 才	3,072	3,644
55～59 才	3,476	3,651
60～64 才	3,392	3,149

＜あんしんリレープラン（７０才満了）＞

年令	保険料（男性）	保険料（女性）
15～24 才	679	473
25～29 才	725	635
30～34 才	843	875
35～39 才	1,076	1,307
40～44 才	1,622	2,107
45～49 才	2,454	3,172
50～54 才	3,794	4,620
55～59 才	5,278	5,717
60～64 才	5,960	5,617
65～69 才	5,066	4,328

<ムダなくあんしん+プラン（60才満了）>

年齢	保険料（男性）	保険料（女性）
15～24 才	628	432
25～29 才	659	563
30～34 才	742	753
35～39 才	909	1,071
40～44 才	1,270	1,596
45～49 才	1,670	2,060
50～54 才	1,865	2,136
55～59 才	1,978	2,028

<ムダなくあんしん+プラン（70才満了）>

年齢	保険料（男性）	保険料（女性）
15～24 才	658	459
25～29 才	703	612
30～34 才	811	842
35～39 才	1,034	1,258
40～44 才	1,558	2,047
45～49 才	2,360	3,076
50～54 才	3,636	4,458
55～59 才	5,006	5,440
60～64 才	5,447	5,149
65～69 才	4,962	4,255

<ムダなくあんしん+プラン（65才満了）>

年齢	保険料（男性）	保険料（女性）
15～24 才	646	447
25～29 才	684	591
30～34 才	782	804
35～39 才	982	1,178
40～44 才	1,438	1,853
45～49 才	2,073	2,640
50～54 才	2,898	3,461
55～59 才	3,166	3,332
60～64 才	3,308	3,086